

平成20年度の財政健全化判断比率及び 資金不足比率の公表について

平成19年6月に、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、地方公共団体は、毎年度、4つの健全化判断比率（①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率）と簡易水道や下水道などの公営企業ごとに資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならないことになっています。

① 実質赤字比率

村の一般会計等の赤字額が、村の財政規模に対してどの程度かを示す指標です。村における平成20年度決算では、該当となる会計の収支が黒字であったため、実質赤字比率は生じませんでした。

② 連結実質赤字比率

村のすべての会計の赤字額と黒字額を合算し、赤字額が発生する場合、その額が村の財政規模に対してどの程度かを示す指標です。村における平成20年度決算では、全会計を合計した収支が黒字であったため、連結実質赤字比率は生じませんでした。

③ 実質公債費比率

村の一般会計等の支出のうち、義務的に支出しなければならない経費である公債費（借入金返済額）やこれに準ずる経費が、村の財政規模に対してどの程度かを示す指標です。村における平成20年度の実質公債費比率は19.7%で、法律に定められる早期健全化基準（25.0%）の範囲内でした。

④ 将来負担比率

村が将来的に負担することとなる実質的な負債額が村の財政規模に対してどの程度かを示す指標です。村における平成20年度の将来負担比率は114.1%で、法律に定められる早期健全化基準（350.0%）の範囲内でした。

(単位：%)

健全化判断比率	平成20年度	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	—	15.00	20.00
② 連結実質赤字比率	—	20.00	40.00
③ 実質公債費比率	19.7	25.0	35.0
④ 将来負担比率	114.1	350.0	

(注) 1 実質赤字額、連結実質赤字額が発生していない場合は、実質赤字比率、連結実質赤字比率を「—」と表示しています。

2 将来負担比率に係る財政再生基準はありません。

資金不足比率

簡易水道や下水道といった公営企業会計における赤字額について、公営企業の料金収入等から算定される事業規模に対してどの程度かを示す指標です。村における平成20年度決算では、簡易水道事業、下水道事業とも収支が黒字であったため、資金不足比率は生じませんでした。

(単位：%)

会計の名称	平成20年度	経営健全化基準	備考
簡易水道事業特別会計	—	20.0	
下水道事業特別会計	—	20.0	

(注) 資金不足がない場合は「—」と表示しています。